

区議会臨時会


議席数に応じた役職配分もとめ 日本共産党 委員長1、副委員長4を獲得

足立区議会議員

日本共産党

こんにちは
伊藤和彦です

電話 6-7-23 電話 3853-6952
足立区役所・電話 3880-5111 (内線 4650-4654)
日本共産党議員団・ダイヤル直通 3880-5770~1



2006年度議会役職結果

会派	議員数	役職数	役職占有率
自民	21	17	80.9
公明	13	10	76.9
共産	11	5	45.4
民主	4	3	75.0

議長 **しのはら守弘氏 (自民)**
副議長 **芦川 武雄氏 (公明)**

う慣例が尊重されてきた。わが党が、このことを重視するのは、それが民意を尊重するとともに、多数会派の独占的議会運営ではなく、少数派にも配慮した民主的運営を保障する一環として考えているからである。」と主張

この議会内の役職は、国会や、都議会を始め、多くの地方議会では、議会の民主的な運営を前提に、議席数に応じた役職配分を決めると言うのが、あたりま

ら議長、第二党から副議長を選び、正副委員長は、議席数の応じて按分すると言

た。臨時会では、正・副議長を始め、6つの常任委員会と議会運営委員会、3つの特別委員会の正・副委員長、そして、議公選出の農業委員(1名)、監査委員(2名)の役職が決まりました。

そのための議会運営は、各会派の合意に基づいて民主的に運営されるべきである。だからこそ、足立区議会でもこれまで『各会派の合意』によって、第一党から議長、第二党から副議長を選

5月31日、第一回臨時議会が開かれ、正副議長を始め、各常任委員会、特別委員会の正副委員長など、議会役職のすべてが決まりました。日本共産党は、毎回議席数に応じた民主的な役職人事を求めてきました。今回は、委員長1、副委員長4を獲得することができました。

日本共産党は、「そもそも議事は、考えの違う政党、会派によって構成されるものであり、政策論戦は徹底的に行なうが、そのための議会運営は、各会派の合意に基づいて民主的に運営されるべきである。だからこそ、足立区議会でもこれまで『各会派の合意』によって、第一党から議長、第二党から副議長を選

日本共産党足立区議団の新しい委員会配置

常任委員会名	委員氏名	◎委員長	○副委員長
総務委員会 (定数10名)	針谷みきお 三好すみお	議会運営委員会	針谷みきお ぬかが和子 鈴木けんいち
区民懇話委員会 (定数8名)	ぬかが和子 松尾かつや	特別委員会名	委員氏名
産業経済委員会 (定数8名)	鈴木秀三郎 鈴木けんいち	公共財産等活用調査特別委員会	渡辺修次 鈴木秀三郎 ○ぬかが和子 三好すみお
厚生委員会 (定数8名)	大島芳江 橋本ミチ子	交通網・都市基盤整備調査特別委員会	○大島芳江 伊藤和彦 橋本ミチ子 松尾かつや
建設委員会 (定数8名欠員1)	○伊藤和彦	危機管理対策調査特別委員会	針谷みきお さとう純子 ◎鈴木けんいち
文教委員会 (定数8名)	渡辺修次 ○さとう純子		

し、このことを誠実に実行してきました。比例配分でいけば議長は第一党、副議長は第二党、監査二人は第三党と第一党に配分されることになり、日本共産党の議会役職は7/8となります。今回は、日本共産党議員団に、委員長1、副委員長4が配分されましたが、根本的解決にはなっていない。これから議会役職の民主的配分を求めていきたいと思っております。

私・伊藤和彦は、建設委員会・副委員長と交通網都市基盤整備調査特別委員となりました。

駐車違反の取締りが厳しくなりました



六月一日から駐車違反の取締りが強化されることに伴い、日本共産党東京都議団の主催で五月に「民間業者による駐車違反取締り問題警視庁説明会」が開かれましたのでその内容を報告します。

に変えました。

放置車両に係る所有者責任が重くなり、違反金を払わないと車検が受けられなくなる

違反車の運転手と車の所有者が違う場合で、運転手が違反金を払わなかった場合、

自転車は一ヶ月の車両使用制限を受けることになりました。

平成十六年に成立した「道交法一部改正」により、六月一日から駐車違反の取締りが変わります。

このままの状態であれば、警察にいかなければ外せない状態で出頭させるや

民間委託で「駐車監視員」が大幅増

これは「ミニパトカー」が違反車を見つけた場合、マイクで移動を告知し、道路とタイヤに白チョークで印を付け、一定の時間をおいて再度巡回し、そのままの状態であれば違反の標章を取り付け、

また、公安委員会が車両の使用に対して、放置違反金の納付命令をした場合、その使用者が、違反が行われた日前六カ月以内に、前歴がない場合三回、一回の場合二回、二回以上の場合一回で、大型自動車等は、三カ月、普通自動車は二カ月、自動二輪車や原動機付

今回の「改正」のもう一つの目玉は、警察から委託を受けた「駐車監視員」が違法駐車を認定できるようにしたことです。

民間委託でスタートするところは十二区(千代田区・中央区・港区・品川区・渋谷区・新宿区・文京区・豊島区・台東区・江東区・墨田区・江戸川区)四十三警察署となっています。

具体的には①確認事務を受託した法人(放置車両確認機関)は、警察署ごとに定められる駐車監視員活動ガイドラインや警察署長の指示に基づき、巡回計画書を作成し、警察署長の承認を受けた上で、駐車監視員(二名以上一組)を巡回させる。

今回は運転手の特定が出来るだけでなく車所有者の責任で処理できる仕組み

今回の「改正」のもう一つの目玉は、警察から委託を受けた「駐車監視員」が違法駐車を認定できるようにしたことです。

具体的には①確認事務を受託した法人(放置車両確認機関)は、警察署ごとに定められる駐車監視員活動ガイドラインや警察署長の指示に基づき、巡回計画書を作成し、警察署長の承認を受けた上で、駐車監視員(二名以上一組)を巡回させる。

今回の「改正」のもう一つの目玉は、警察から委託を受けた「駐車監視員」が違法駐車を認定できるようにしたことです。

足立区議会第2回定例会は6月13日から28日まで開かれます

●6月14日午後1時本会議

日本共産党の代表質問は松尾かつや議員
(憲法・教育基本法に対すること、区民生活への区長の政治姿勢、介護保険、住まいの問題などを質問)

●一般質問

6月15日午後本会議

大島 芳江議員(子育て支援・公共施設再配置について)

三好すみお議員(障害者・交通施策について)

議会の傍聴をお願いします

駐車時間の長短は問わず放置車両と認定

基本的には、運転手が車から離れ、すぐ車を動かせる状態でなければ貨物の積卸し中であっても「放置車両」と認定する。駐車時間の長短は問わないとのことでした。ただし、貨物の積卸しのための五分以内の停止で、運転手がその車両を離れず直

場所では、助手がいても車を運転できなければ「放置車両」と認定するなど非常に厳しい内容になりそうです。宅配便や郵便局等の車両も対象になるとのことです。

民間委託を行う警察署については、「駐車監視員活動ガイドライン」で、駐車監視員が重点的に活動する路線、地域、時間帯を定めて公表します。また、委託を行わない警察署についても「違法駐車取締り活動方針」で、駐車取締りを重点的に行う路線などを定めて公表します。公表については、新制度の施行前に警視庁ホームページに掲載する事としていくとのことですので、事前にホームページを見てから出かけるようにしましょう。